

令和7年2月始良市農業委員会総会 議事録

- 開催日時：令和7年2月28日(金) 午後1時30分～
- 開催場所：始良市役所 本館3階 大会議室
- 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飴 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

- 議事録署名委員の指名
- 会議書記の指名
- 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 議案第7号 農地の利用目的変更届について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
- 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
- その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長
農地係主事 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和7年2月、 始良市農業委員会 総会を、開会いたします。 出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
	———— 会務報告 ————
議長	まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条 第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員11番、農業委員12番に、お願いいたします。
	———— 日程第2 会議書記の指名 ————
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

——— 日程第3 議案第1号 ———	
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1番から151番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	〔資料の訂正〕 総会資料1・2・28ページの訂正説明
事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明します。公告予定日は2月28日で、契約の始期は令和7年3月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間が1件、2年間が2件、3年間が21件、5年間が58件、6年間が1件、9年間が3件、10年間が65件で 合計151件で260, 736㎡となっております。内容につきましては、総会資料の 2ページ からありますので、ご確認ください。なお、総会資料の26ページ137番16番農業委員、138番が15番農業委員、139番、140番が、5番農業委員、141番、142番が3番農業委員、143番～146番が、12番農業委員、147番が1番農業委員、148番が9番農業委員、149番～151番が、19番農業委員の関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、についての、1番から151番について、質疑に入ります。 なお、137番から151番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
議 長	まず、1番から136番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号についての、1番から136番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 1 3 6 番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長		それでは、1 3 7 番の関係者、農業委員 1 6 番の退席をお願いします。
	委員	（委員 退席）
議 長		それでは、1 3 7 番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
	委員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号の 1 3 7 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 1 号の、1 3 7 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 1 6 番の、着席をお願いします。
	委員	（委員 着席）
議 長		それでは、次に、1 3 8 番の関係者、農業委員 1 5 番、の退席をお願いします。
	委員	（委員 退席）
議 長		それでは、1 3 8 番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
	委員	〔質疑・意見なし〕

議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号の、１３８番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号の、１３８番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１５番の、着席をお願いします。
	委員	(委員 着席)
議 長		それでは、次に、１３９番と１４０番の関係者、農業委員５番、の退席をお願いします。
	委員	(委員 退席)
議 長		それでは、１３９番と１４０番について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号の、１３９番と１４０番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号の、１３９番と１４０についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員５番の、着席をお願いします。
	委員	(委員 着席)
議 長		それでは、次に、１４１番と１４２番の関係者、農業委員３番、の退席をお願いします。
	委員	(委員 退席)

議 長		それでは、１４１番と１４２番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
	委員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第１号の、１４１番と１４２番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号の、１４１番と１４２番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員３番の、着席をお願いします。
	委員	(委員 着席)
議 長		それでは、次に、１４３番から１４６番の関係者、農業委員１２番の退席をお願いします。
	委員	(委員 退席)
議 長		それでは、１４３番から１４６番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
	委員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号の、１４３番から１４６番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１号の、１４３番から１４６番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１２番の、着席をお願いします。
	委員	(委員 着席)

議 長	それでは、次に、１４７番の関係者、農業委員１番、の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	それでは、１４７番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号の、１４７番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号の、１４７番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１番の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議 長	それでは、次に、１４８番の関係者、農業委員９番、の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	それでは、１４８番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号の、１４８番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号の、１４８番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員９番の、着席をお願いします。

	委員	(委員 着席)
議 長		次の、１４９番から１５１番につきましては、私が、議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります農業委員３委員と議長を交代し、私は、退席いたします。
		(議長 退席 ・ 農業委員３番 議長席 着席)
議長代理		それでは、１４９番から１５１番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
	委員	〔質疑・意見なし〕
議長代理		それでは、お諮りいたします。議案第１号の１４９番から１５１番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議長代理		賛成多数により、議案第１号の、１４９番から１５１番についても、原案のとおり決定いたしました。
		それでは、夏田会長と、議長を交代いたします。夏田会長は、議長席へ着席をお願いします。
		(農業委員３番 議長席 退席 ・ 委員席 直席)
		(議長 議長席 着席)
		———— 日程第４ 議案第２号 ————
議 長		それでは、日程第４、議案第２号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。まず、１番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。それでは、１番の関係者、農業委員１番、の退席をお願いします。
	委員	(委員 退席)
議 長		まず、１番について、説明をお願いします

事務局	それでは、議案第2号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明します。総会資料は29ページです。今月の件数につきましては、3件です。それでは、1番を説明します。譲受人は〇〇です。譲渡人が〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸〇〇番、登記地目田、面積632㎡です。対価につきましては、総額〇〇〇,〇〇〇円で、10アール当たりの単価が〇〇〇,〇〇〇円、ということで決定いたしました。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、あっせん経過報告をお願いします。
委員	はい、推進委員1番です。農地のあっせん報告をいたします。蒲生町米丸〇〇番田632㎡について、令和7年1月24日午前11時より、始良市役所本庁4階会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と2番推進員、8番農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、田が1筆で、面積が632㎡で、10アール当たりに換算すると、〇〇〇,〇〇〇円で、総額〇〇〇,〇〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議長	それでは、1番について、質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第2号の、1番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員1番の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議長	次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局	それでは、2番を説明します。譲受人は〇〇です。譲渡人が〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山〇〇番、登記地目畑が2筆で合計面積が3, 817㎡です。対価につきましては、総額〇〇〇, 〇〇〇円で、10アール当たりの単価が〇〇〇, 〇〇〇円、ということで決定いたしました。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、あっせん経過報告をお願いします。
委員	はい、農業委員3番です。農地のあっせん報告をいたします。加治木町日木山〇〇番、畑2筆、合計3, 817㎡について、令和7年1月17日午後1時30分より、始良市役所本庁4階会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と12番農業委員、6番農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、畑が2筆で、合計面積が3, 817㎡で、10アール当たりに換算すると、〇〇〇, 〇〇〇円で、総額〇〇〇, 〇〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、3番を説明します。譲受人は〇〇です。譲渡人が〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田〇〇番、登記地目田が1筆で合計面積が2, 088㎡です。対価につきましては、総額〇〇〇, 〇〇〇円で、10アール当たりの単価が〇〇〇, 〇〇〇円、ということで決定いたしました。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、あっせん経過報告をお願いします。
委員	はい、農業委員2番です。農地のあっせん報告をいたします。加治木町木田〇〇番、田1筆、2, 088㎡について、令和7年2月18日午後1時30分より、始良市役所本庁4階会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と11番推進員、6番農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、田が1筆で、面積が

議 長 委員	2, 0 8 8 m²で、1 0 アールあたりに換算すると、〇〇〇, 〇〇〇円で、総額〇〇〇, 〇〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。 これより、議案第2号についての、2番と3番について、質疑に入ります。それでは、議案第2号の、2番と3番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委員	それでは、お諮りいたします。議案第2号の、2番と3番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、2番と3番は、原案のとおり決定いたしました。
———— 日程第5 議案第3号 ————	
議 長 事務局	次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から5番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第3号農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、30ページ、31ページです。今月の申請件数につきましては、5件となっております。先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考として下さい。それでは、まず、1番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、加治木町小山田〇〇番の田が2筆と加治木町木田〇〇番の田が2筆の合計4筆で合計面積が5, 0 3 8 m²で贈与による所有権移転です。以上で、1番の説明を終わります。

議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、3番農業委員です。調査報告いたします。令和 7 年 2 月 1 9 日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、2 名で父親と本人です。農業用機械は、トラクター、刈払機、脱穀機など一式揃っていらっしゃいました。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 次に、2 番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、加治木町木田〇〇番の田が 1 筆で面積が 1, 3 2 1 m²で売買による所有権移転です。以上で、2 番の説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、2番農業委員です。調査報告いたします。令和 7 年 2 月 1 6 日、譲受人の代理人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。収穫が終わった状況で、今後水稻と家畜用飼料を作付けすることでした。労働力は、2 名。農業用機械は、トラクター、防除機、刈払機、軽トラック一式揃っていらっしゃいました。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。 次に、3 番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、増田〇〇番の田が 1 筆で面積が 8 0 9 m²で売買による所有権移転です。以上で、3 番の説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、7番推進委員です。調査報告いたします。令和 7 年 2 月 1 5 日、現地にて、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、2 名で、主に野菜を栽培することでした。農業

議 長	用機械は、トラクターなど一式揃っていらっしゃいました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
事務局	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	次に、4番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、蒲生町漆〇〇番の田が1筆で面積が2, 655㎡で贈与による所有権移転です。以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番推進委員です。調査報告いたします。令和7年2月15日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と常時5、6人の従業員がおり、安定しています。農業用機械は、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン2台、乾燥機3台、トラック3台、耕うん機4台、刈払機3台一式揃っていらっしゃいました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	次に、5番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、蒲生町上久徳〇〇番の田が2筆で合計面積が2, 161㎡で売買による所有権移転です。以上で、5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。令和7年2月17日、現地にて譲受人と譲渡人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。長年、譲渡人が耕作していたんですが、どうしても地主さんが買ってくれとのことで、今回の話になったようです。譲受人既に1.4ha 水稻を作っており、農業用機械は、一式揃っていらっしゃいました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長		それでは、議案第 3 号について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 3 号について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決定いたしました。
		———— 日程第 6 議案第 4 号 ————
議 長		次に、日程第 6、議案第 4 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 4 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について説明いたします。総会資料 3 2 ページです。今回の申請件数は 1 件です。申請人は〇〇、変更前は平松の田が 7 筆、畑が 1 筆、合計 4, 3 6 0 m²で、こちらを転用許可しておりましたが、今回隣接する平松〇〇を取得し、転用許可地と一体利用する事業計画の変更となっております。これに伴い全体面積が 4, 7 7 8 m²となり駐車場として造成する計画となっております。なお、この案件につきましては、申請地のうち平松〇〇は、議案第 6 号の 7 番で農地法第 5 条の同時申請となります。以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、農業委員 1 8 番に、議案第 6 号の 7 番も関連しておりますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、1 8 番農業委員です。農地区分は第 3 種農地のため問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から南西に約 2 5 0 m です。被害防除現況としましては、東が田、西が雑種地、南が雑種地、北が雑種地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、雨天時土砂流出防止

議 長 委員	対策講ずることとしています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 それでは、議案第４号について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委員	それでは、お諮りいたします。議案第４号について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
——— 日程第７ 議案第５号 ———	
議 長 事務局	次に、日程第７、議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から３番について、説明をお願いします。まず、１番について、事務局の説明を求めます。 それでは議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は３３ページになっております。今月は３件となっております。それでは１番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は北山の畑が１筆で、面積は２７７㎡です。農地区分は第２種農地で、転用目的は、農機具倉庫になります。申請理由としましては、既に農機具倉庫として利用しているため是正したいとのことです。参考資料の８ページに始末書が添付されております。内容としましては平成２７年に農地法を理解しないまま農機具倉庫を建築し、転用した経緯が記載されております。今回追認で農地法の許可を得ようというものです。以上で説明を終ります。

議 長 委員	ただいまの説明に関連し、農業委員 16 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、16 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他農地のため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約 300 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田・宅地、西が里道、南が田・宅地、北が里道・雑種地です。申請実現の確実性として、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 次に、2 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が 1 筆で、面積は 468 m²です。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、通路・庭となります。申請理由としましては、既に通路・庭として利用しているため、是正したいとのことです。参考資料の 13 ページに始末書が添付されております。内容としましては、昭和 43 年に農地法を理解しないまま通路・庭として転用していた経緯が記載され、今回追認で農地法の許可を得ようというものです。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連し、農業委員 18 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、18 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地のため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約 180 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地・畑、北が宅地・市道です。申請実現の確実性として、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	次に、3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は加治木町反土の田が1筆で、面積は446㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、駐車場・道路拡張になります。申請理由としましては、駐車場・道路拡張として利用したいとのことです。また、隣接する宅地3筆と一体利用し、全体面積が、570.22㎡となります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連し、推進委員11番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地のため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約190mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地・雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明と融資証明があり、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	それでは、議案第5号について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
——— 日程第8 議案第6号 ———	
議長	次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は34ページから37ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件です。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町米丸の畑が1筆で、面積は597㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、車両置場です。申請理由は、自動車業を営んでおり、車両置場が必要となったためです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約1,000mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	次に、2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が1筆で、面積は2,551㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、貸資材置場です。申請理由は、譲受人が代表をしている建設会社に資材置場として貸し付けるとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約1,000mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が田・保安林、南が山林、北が

議 長 事務局	里道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、3番について、事務局の説明を求めます。 次に、3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が3筆で、合計面積は3,060㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣接のクリーニング工場の駐車場不足のため、利用したいとのことです。なお、30a越えのため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約950mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が雑種地・畑、北が宅地・田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、排水対策を講ずることと条件を付しています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、4番について、事務局の説明を求めます。 次に、4番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆で、面積は1,211㎡のうち415㎡で転用し、使用貸借権となっております。農地区分は第2種農地で、使用目的は、病院施設です。申請理由は、病院施設の増築工事に伴い、申請地を使用貸借したいとのことです。また隣接する宅地と一体利用し、全体面積が1,369.2㎡となっております。以上で説明を終わります。

議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、3 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が里道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、用水路を確保するよう条件をつけていましたが、事務局と耕地課と協議の結果、耕地課で対応するとのことで、条件および特記事項は、なしになります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。 次に、5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、寺師の畑が 1 筆、田が 2 筆で、合計面積は 3, 2 5 6 m² の所有権移転となっております。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、資材置場です。申請理由は、現在所有する資材置場が狭小になったためです。なお、3 0 a 越えのため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 0 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1 0 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 1, 0 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が田、南が山林、北が里道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。 次に、6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、永瀬の畑が1筆で、面積は36㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、駐車場です。申請理由は、農地の利用が困難となったため、駐車場として利用したいとのことです。なお、隣接地の宅地と一体利用で合計768.27㎡となります。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が河川、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。 次に、7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が1筆で、面積は418㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、駐車場です。申請理由は、駐車場を運営し、自己の生活安定を図りたいとのことです。また議案第4号の1と一体利用し、全面積が4,778㎡となります。なお30haを超えるため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第4号の1番で、農業委員18番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議 長	次に、８番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、蒲生町西浦の田が３筆で、合計面積は１，３８１㎡で権利内容は、地上権設定、農地区分は第２種農地で、使用目的は、太陽光発電施設です。申請理由は、申請地を借り受け、太陽光発電設備を建設したいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員１１番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員 議 長	はい、１１番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が田・川・原野、西が市道、南が田、北が里道・宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、９番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長 委員	次に、９番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、宮島町の畑が１筆で、面積は１５４㎡で所有権移転となっております。農地区分は第３種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由は、事業継承のため申請地を１区画宅地造成して、販売したいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員６番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、６番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約１２０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立

議 長	地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	次に、10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町錦江の田が3筆で、合計面積は2,002㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地に8区画の宅地造成をし、住宅供給緩和に努め自社の経営安定を図りたいとのことです。なお隣接地の雑種地と一体利用し、全事業面積は2,790㎡となります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が宅地・田、北が水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第6号について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	事務局に確認したいのですが、総会資料の34ページの1番は車両置場、3番は駐車場となっておりますが、車両置場と駐車場何か定義のようなものがあるのですか。例えば、車両置場は、雑然と置いてあって、駐車場はきれいに整理されているとか、あるいは固定資産税が違うとか、何か違いみたいのはあるのでしょうか
事務局	はい、お答えいたします。まず固定資産税につきましては、同じ雑種地ということで、確認を取らないといけませんが、さほど変わらないと思います。それから違いといたしまして、委員がおっしゃる通り、車関連会社ですので、車両置場は、廃車した車両などが雑然と置いてあって、3番の駐車場は、職員の駐車場、配送トラックな

		どを駐車するという意味で、車を置くというよりも、区画をしっかりと決めて利用するという考え方でよろしいかと思います。
	委員	了解しました。
	委員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 6 号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、3 番・5 番・7 番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
		———— 日程第 9 議案第 7 号 ————
議 長		次に、日程第 9、議案第 7 号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第 7 号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は 3 8 ページです。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は、豊留の田が 1 筆、面積は 2 4 4 m²となっております。農地区分は、第 1 種農地です。変更後の使用目的は、畑です。菜園畑として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、農業委員 1 5 番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、1 5 番農業委員です。調査報告いたします。第 1 種農地です。申請地の位置は、〇〇から東に約 1, 2 0 0 m、被害防除現況は、東が田、西が農道、南が農道、北が田です。申請実現の確実性としましては、営農計画書で家庭菜園があり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査

議 長 委員	委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。 それでは、議案第7号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委員	それでは、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ——— 日程第10 議案第8号 ———
議 長 事務局 議 長 委員	次に、日程第10、議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第8号、農地の利用状況調査に係る非農地確定についてご説明いたします。総会資料は39ページです。夏場の利用状況調査におきまして、区分5再生困難な農地としまして判定を行った農地につきまして、改めて12月の初めから1月にかけて再調査を行っていただきましたが、その結果、非農地としてまとめてあります。非農地確定とした全体面積は95,380㎡で、119筆となっております。対象地は次のページからリストとして計上しておりますのでご確認ください。なお、今回確定した農地については、6月から8月に非農地通知書を送付予定です。以上ご審議方よろしくをお願いします。 それでは、議案第8号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕

議 長		それではお諮りいたします。議案第８号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第８号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
		———— 日程第１１ ————
議 長		次に、日程第１１、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	〔事務局 説明〕
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第１２ ————
議 長		次に、日程第１２、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	〔事務局 説明〕
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第１３ ————
議 長		次に、日程第１３、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。

議 長	委員	〔委員からなし〕
	事務局	事務局からは、何かありませんか。
議 長	事務局	○農業者等意見交換会について ・農作業貸金・賃借料等情報 (農業委員・推進委員 公表することに了承) ○令和7年度総会日程について ○令和7年度農地バンク法の制度説明 及び農業委員・推進委員の具体的行動について
	事務局	それでは、以上をもちまして、令和7年2月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
	事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____